

長崎市ものづくり成長分野集積促進費補助金

物価高騰など厳しい事業環境に直面する市内ものづくり企業（製造業、機械設計業、設備工事業）の売上拡大や収益拡大に向けた新事業展開、事業拡大、生産性向上の取組みに要する経費（設備投資を含む）の一部を補助します。

対象事業	<p>下記の（１）～（３）に該当する市内の事業所等において実施される事業 本市のものづくり分野において成長が見込まれる分野（洋上風力、水素・アンモニア、船舶、航空機分野）の取組みに限ります。</p> <p>（１）新事業展開支援事業 業種、事業、市場または提供する価値・サービスを変更し、新たな事業分野や異業種に進出する事業</p> <p>（２）事業拡大支援事業 新規受注の獲得、受注拡大に向けた設備投資等の事業拡大に取組みに資する事業</p> <p>（３）生産性向上支援事業 生産性向上を図ることを目的とした、デジタル化、高度化、省力化及び効率化に向けた取組みに資する事業</p>
補助対象者	<p>下記の要件を全て満たす市内事業者</p> <p>① 長崎市内に本社又は工場を有し、かつ、１年以上同一事業を行っていること</p> <p>② 製造業、設備工事業、機械設計業を営んでいること</p> <p>③ 補助対象事業が、国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けていないこと。</p> <p>④ 市税及び県税、消費税および地方消費税相当額を滞納していないこと</p>
事業期間	交付決定日～令和７年１月末（原則）
対象経費	別紙のとおり
補助率・補助限度額	<p>【補助率】 ３分の２</p> <p>【補助限度額】 １事業者あたり３００万円</p>
申請書類	<p>① 補助金等交付申請書（第１号様式）</p> <p>② 補助事業（収支）計画書（第２号様式）</p> <p>③ 前年度・前前年度決算書の写し（法人のみ）</p> <p>④ 誓約書兼同意書（第３号様式）</p> <p>⑤ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）</p> <p>⑥ 税務署へ提出した直近２期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し（個人事業者に限る。）</p> <p>⑦ 市税の完納証明書、県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（その３）</p> <p>⑧ 見積書等の添付書類</p>
申請期間	<p>募集開始～令和６年７月３１日 令和６年１２月２７日</p> <p>※申請期間を延長しました（予算がなくなり次第、受付終了）</p> <p>事業期間については当初と変わらず、令和７年１月末（原則）とします。</p>
選考方法	交付決定については、審査を行ったのち、随時採択決定をします。
お問い合わせ	長崎市商工部新産業推進課 誘致ものづくり支援係 〒850-8685 長崎市魚の町４番１号 １４階 TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151

【対象経費】

区分	補助対象経費	備考
新事業展開支援事業	旅費	○出張に要する経費に限る。
	謝礼金	○外部専門家に対する謝金又は旅費に限る。
	受講料	○研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費に限る。
	会場借上料	○会場及び機材の借上げに要する経費に限る
	消耗品費	○事業の実施に直接必要な資材、部品若しくは消耗品の製作又は購入に要する経費に限る。
事業拡大支援事業		○減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一及び第二、第三、第六に定められた工具、器具、機械及び装置並びにソフトウェアの購入、借用又は改良に要する経費に限る。
生産性向上支援事業	設備設備等導入費	<p>（以下は補助対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1件当たりの取得価格が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のもの ・ 老朽化した機械設備等の更新であるもの ・ 生産活動、販売活動、サービスの提供及び業務効率化の取組みに直接利用されないもの ・ 建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両、家具、家庭用品、備品及び空調設備 ・ 建物回収に要する費用（機械設備等の導入に必要な最低限の工事は除く） ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンター、コピー機等の汎用性の高い機械装置等の購入及びレンタル ・ 中古品又はリース契約に基づくもの ・ 太陽光発電関連設備及びその設置に要する経費
	使用料	○事業の実施に直接必要な使用料に限る
	委託料	○補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費に限る。
	役務費	○事業の実施に直接必要な経費に限る。
	共同研究費	○事業の実施に直接必要となる契約、協定等に基づき負担する経費に限る。